

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【公表番号】特表2006-527138(P2006-527138A)

【公表日】平成18年11月30日(2006.11.30)

【年通号数】公開・登録公報2006-047

【出願番号】特願2006-508359(P2006-508359)

【国際特許分類】

B 6 5 D 83/00 (2006.01)

A 4 5 D 34/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 83/00 J

A 4 5 D 34/02 5 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

小瓶容器(1)に含まれる液体製品(2)用の塗布装置であり、前記装置は前記小瓶(1)の開口部を閉じる蓋(7)を具備し、該蓋には、前記液体製品(2)が接触する湿潤面に向けて毛管移動するための少なくとも一つの導管(5)が通っており、前記毛細導管(5)の一方の端部は前記蓋(7)の外部へ通じており、他方の端部は前記液体製品(2)の採取用チューブ(6)に抜け出ており、該採取用チューブが、毛管現象によって重力に逆らって液体製品(2)の所定の容量を保持するように製作されている塗布装置。

【請求項2】

前記蓋(7)が前記液体製品の少なくとも二つの毛管移動用の導管(5)によって穿孔されており、該導管は、蓋(7)を通って空気が流入する孔として交互に用いることできることを特徴とする、請求項1に記載の塗布装置。

【請求項3】

前記蓋(7)および前記採取用チューブ(6)が、小瓶に含まれた前記液体製品(2)によって比較的湿らせやすい材料によって単一品で製作され、一つまたは複数の毛管移動用の導管の直径が、前記採取用チューブの直径に対して小さなものであることを特徴とする、請求項1又は請求項2に記載の塗布装置。

【請求項4】

取り外し可能な栓(4)を具備し、該栓が一つまたは複数の前記毛管移動用の導管によって穿孔された蓋の面に押し当てられるようになっていることを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれか一つに記載の塗布装置。

【請求項5】

前記栓(4)の内面が、小瓶の一定時間の使用後に蓋(7)に露出する液体のために、吸収性材料の層で覆われていることを特徴とする、請求項4に記載の塗布装置。